

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成11年7月の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成12年1月から同年10月までは22万円、同年11月から13年10月までは18万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額をそれぞれ22万円及び18万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②のうち、平成12年11月から13年4月までの期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月1日から11年8月1日まで
② 平成12年1月1日から13年11月21日まで
A社に勤務していたときの給料は、平成10年10月から11年3月までは18万円、同年4月から同年7月まで、及び12年1月から13年10月までは22万5,000円であった。給料支払明細書を提出するので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定

し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 11 年 7 月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料額から、22 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までの期間について、申立人から提出された同年 3 月分の給料支払明細書によると、その報酬月額は申立人の主張のとおり 18 万円であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料であることが確認できることから、10 年 10 月から 11 年 2 月までの期間における給料支払明細書は無いものの、当該期間についても同様に、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料は、標準報酬月額 15 万円に基づくものであったことが推認される。

また、申立期間①のうち、平成 11 年 4 月から同年 6 月までの期間についても同様に、申立人から提出された給料支払明細書により、その報酬月額は申立人の主張のとおり 22 万円であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料であることが確認できる。

したがって、申立期間①のうち、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（15 万円）と一致しており、申立人が主張するそれぞれの期間における標準報酬月額（18 万円及び 22 万円）に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の平成 11 年 7 月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額（当初の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から同年10月までは22万円、同年11月から13年10月までは18万円と記録されていたところ、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日より後で、かつ、同社の全喪後である14年3月11日付けで、遡って12年1月から同年10月までは18万円、同年11月から13年9月までは14万2,000円、同年10月は13万4,000円に減額訂正が行われていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された当該期間における給与明細書によると、申立人の報酬月額が、遡及訂正された標準報酬月額に対応した額に減額された事実は無いことが確認できる。

また、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間②当時、同事業所は数か月分の保険料を滞納していることが確認できることから、保険料の支払いに苦慮していたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の顧問社会保険労務士は、申立人を記憶しており、「申立人は、A社の役員等ではなく、通常の事務補助員であった。」旨を証言している上、同事業所に係る商業登記簿謄本に申立人の氏名は確認できない。

これらを総合的に判断すると、平成14年3月11日付けで行われた当該遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を、12年1月から同年10月までは22万円、同年11月から13年10月までは18万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②当時の報酬月額は22万円であったと主張している。

しかしながら、前述のとおり特例法による記録訂正においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが要件とされている。

したがって、申立期間②のうち、平成12年11月から13年4月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成13年5月から同年10月までについては、報酬月額は申立人の主張のとおり22万円であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料であり、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料控除は行われて

いないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の平成 12 年 11 月から 13 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額（当初の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち昭和45年9月は4万8,000円、46年9月は5万6,000円、47年9月は7万6,000円、49年3月は7万6,000円、50年9月は11万8,000円、51年9月は13万4,000円、58年10月から59年9月は24万円、平成元年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和46年9月1日から同年10月1日まで
③ 昭和47年9月1日から同年10月1日まで
④ 昭和49年3月1日から同年4月1日まで
⑤ 昭和50年9月1日から同年10月1日まで
⑥ 昭和51年9月1日から同年10月1日まで
⑦ 昭和58年10月1日から59年10月1日まで
⑧ 平成元年9月1日から同年10月1日まで
⑨ 平成6年10月1日から同年11月1日まで
⑩ 平成17年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していたときの申立期間①から⑧まで、及びB社に勤務していたときの申立期間⑨及び⑩における標準報酬月額に係る記録が相違している。それぞれの給料支払明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人は、A社における標準報酬月額
の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険
料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報
酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保
険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金
保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内
であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する
こととなる。

したがって、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準報酬月
額については、申立人から提出されたA社におけるそれぞれの申立期間に
対応する給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申
立期間①は4万8,000円、申立期間③及び④は7万6,000円、申立期間⑤
は11万8,000円、申立期間⑥は13万4,000円、申立期間⑦は24万円、
申立期間⑧は34万円とし、また、申立期間②に係る標準報酬月額につい
ては、申立人の報酬月額から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに
ついては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなってお
り、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでな
いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間⑨及び⑩について、申立人は、B社における標準報酬月
額の相違について申し立てているが、申立人から提出されたそれぞれの申
立期間に対応する給料支払明細書により、その主張する標準報酬月額に基
づく厚生年金保険料は控除されておらず、その控除額に見合う標準報酬月
額は、それぞれオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑨及び⑩に係る厚生年金保険料の控除につ
いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が申立期間⑨及び⑩について、その主張する標準報酬月額に基づく
厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはで
きない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果14万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の10万4,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、平成20年9月は14万2,000円、同年10月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、実際に支給されていた給与と異なっている。同社は、年金事務所に訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、将来の厚生年金保険の年金給付に反映されない記録となっている。申立期間について年金給付に反映されるよう標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額は、当初10万4,000円と記録されていたが、同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る訂正届を年金事務所に平成22年12月22日付けで提出し、これに基づき年金事務所において当該期間の標準報酬月額は、14万2,000円と記録されている。しかしながら、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金

保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額
は、当該訂正後の標準報酬月額（14 万 2,000 円）ではなく、当初記録さ
れていた標準報酬月額（10 万 4,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚
生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認め
られる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報
酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方
の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、当該事業所から提出された給与
台帳により、申立期間のうち平成 20 年 9 月については、厚生年金保険料
控除額から 14 万 2,000 円、同年 10 月については、報酬月額から 13 万
4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基
づく厚生年金保険料を除く。）に係る厚生年金保険料の事業主による納付
義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず不明としてお
り、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかで
ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を、社会保険事務所（当
時）又は年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資
料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、実際に支給されていた給与と異なっている。同社は、年金事務所に訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、将来の厚生年金保険の年金給付に反映されない記録となっている。申立期間について年金給付に反映されるよう標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務しているA社における申立期間の標準報酬月額は、当初11万円と記録されていたが、同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る訂正届を年金事務所に平成22年12月22日付けで提出し、これに基づき年金事務所において当該期間の標準報酬月額は、15万円と記録されている。しかしながら、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正

後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当該事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、実際に支給されていた給与と異なっている。同社は、年金事務所に訂正届を提出したが、既に 2 年以上経過していたため、将来の厚生年金保険の年金給付に反映されない記録となっている。申立期間について年金給付に反映されるよう標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務している A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたが、同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る訂正届を年金事務所に平成 22 年 12 月 22 日付けで提出し、これに基づき年金事務所において当該期間の標準報酬月額は、28 万円と記録されている。しかしながら、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正

後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当該事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっており、実際に支給されていた給与と異なっている。同社は、年金事務所に訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、将来の厚生年金保険の年金給付に反映されない記録となっている。申立期間について年金給付に反映されるよう標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務しているA社における申立期間の標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されていたが、同社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る訂正届を年金事務所に平成22年12月22日付けで提出し、これに基づき年金事務所において当該期間の標準報酬月額は、15万円と記録されている。しかしながら、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当

該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当該事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を、社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年11月1日から15年6月16日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成14年4月から同年6月までの期間について、報酬月額が19万円以上であることが確認でき、標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成13年11月から14年3月までの期間及び同年7月から15年4月までの期間については、申立人から提出された当

該期間の給与明細書により、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認でき、申立期間のうち、同年5月については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等は保管されていないものの、直前の給与明細書による保険料控除の状況から、保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合ったものであることがうかがえることから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成14年4月から同年6月までに係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 14 日から 43 年 12 月 1 日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 44 年 1 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の前に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（46 月）について脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。